

3号（保育認定・未満児）

1. 保育料について（公立・私立共通）

保育料の決定については、4月分から8月分については前年度市民税（前々年中所得）により、9月分から3月分については今年度市民税（前年中所得）により、決定します。

郡上市満3歳未満保育認定子ども等の利用者負担額基準額表（法第19条第1項第3号関係）

各月初日の満3歳未満保育認定子ども等の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）	
階層区分	定義		保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		円 0	
2	市町村民税非課税世帯（上段：※2の世帯、下段：その他の世帯）		0	
			0	
3	市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満 （上段：※2の世帯、下段：その他の世帯）	3,700	3,650
			7,800	7,700
4		48,600円以上 97,000円未満 （上段：77,101円未満の※2の世帯、下段：その他の世帯）	6,000	5,900
			12,000	11,800
5		97,000円以上 169,000円未満	17,800	17,500
6		169,000円以上 301,000円未満	24,400	24,000
7		301,000円以上 397,000円未満	32,000	31,500
8		397,000円以上	33,100	32,600

※1 所得割課税額は、利用年度（利用月が4月～8月の場合は前年度）分の市町村民税の所得割の額です。（保護者の収入が父母合計して103万円以下の場合は、祖父母等家計の主宰者の方の所得割の額を合算します。）

※2 母子・父子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯

※3 多子軽減による利用者負担額は、次の区分ごとに2人目半額、3人目以降0円です。
（ただし、第2階層の第2子と、※2の世帯で第3階層および第4階層の所得割が77,101円未満の場合の第2子以降は0円です。）

- ①教育認定子どもの場合は、小学校第3学年以下の子どもの数で計算します。
- ②保育認定子どもの場合は、小学校就学前の在園する子どもの数で計算します。
- ③市町村民税の所得割額が、教育認定こどもの世帯及び※2の世帯にあつては77,101円未満、その他の世帯にあつては57,700円未満の場合は、子どもの年齢や在園の有無に関わらず、生計を一にする子どもの数で計算します。
- ④市町村民税の所得割額が97,000円未満の場合で、かつ子どもの年齢に関わらず生計を一にする子どもの数で3人目以降となる場合の利用者負担額は0円です。

2. 公立保育園・私立保育園ご利用の方

保育料の徴収については、利用月の翌月10日に口座振替により納付していただきます。10日が土・日・祝日の場合は、次の平日が振替日となります。

口座振替依頼書と、毎月10日の前に口座残高の確認をお願いします。

3. 私立認定こども園ご利用の方

毎月の保育料は、利用される施設へ納付していただきます。詳細は、各施設へお問い合わせください。